

る。

6 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「議事に関する特別委員」とあるのは「特別委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

建設政策課技術管理室

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月27日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第2号

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務処理規則(昭和46年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第6の1を削り、同2を同1とし、同1の次に次の事項を加える。

2 県民文化部長に補助執行させる事項

長野県信濃美術館に関する事。

別表第6の3を同4とし、同4の前に次の事項を加える。

3 観光部長に補助執行させる事項

長野県山岳総合センターに関する事。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

教育総務課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月27日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第11条第5号中「、県営運動場及び山岳総合センター」を「及び県営運動場」に改める。

別表第7の教育総務課の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

教育総務課



長野県告示第167号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部守一

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
通所介護	特定非営利活動法人 宅老所花HANA	長野県北安曇郡松川村 5721番地1269	小規模デイサービス花 ところ	長野県北安曇郡松川村 5960番地165	平成26年1月1日
	有限会社わくわく	長野県飯田市松尾寺所 7043番地1	わか葉	長野県飯田市松尾寺所 7041	平成26年2月1日
	特定非営利活動法人 ひなた	長野県飯田市鼎切石4731 番地1	共生ホームひなたぼっ こ	長野県飯田市鼎切石4731 番地1	平成26年3月1日
	上伊那医療生活協同 組合	長野県上伊那郡箕輪町中 箕輪11324	生協宅幼老所あがっ と いで	長野県伊那市西箕輪4390- 2	平成26年2月1日
小規模多機能 型居宅介護	株式会社和が家	長野県岡谷市川岸中2- 5-8	和が家日和	長野県岡谷市山下町1- 1-22	平成26年2月1日

2 介護予防事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護予防通所介護	社会福祉法人サン・ビジョン	愛知県春日井市桃山町字北山5079-1	デイサービスセンターグレイスフル箕輪	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪6065	平成25年11月1日
	特定非営利活動法人宅老所花HANA	長野県北安曇郡松川村5721番地1269	小規模デイサービス花こころ	長野県北安曇郡松川村5960番地165	平成26年1月1日
	特定非営利活動法人ひなた	長野県飯田市鼎切石4731番地1	共生ホームひなたぼっこ	長野県飯田市鼎切石4731番地1	平成26年3月1日
	上伊那医療生活協同組合	長野県上伊那郡箕輪町中箕輪11324	生協宅幼老所あがっといで	長野県伊那市西箕輪4390-2	平成26年2月1日
介護予防小規模多機能型居宅介護	株式会社和が家	長野県岡谷市川岸中2-5-8	和が家日和	長野県岡谷市山下町1-1-22	平成26年2月1日

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人住まいとりハビリ	長野県上田市常磐城3-9-2	すまりは居宅介護支援事業所	長野県上田市大屋213	平成25年12月1日

地域福祉課

長野県告示第168号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部守一

1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
短期入所生活介護	諏訪広域連合	長野県諏訪市高島一丁目22番30	特別養護老人ホーム恋月荘	長野県諏訪郡富士見町落合11072番地4	平成26年3月31日
福祉用具貸与	株式会社ヤマシタコーポレーション	静岡県静岡市駿河区南町18-1 サウスポット静岡7階	株式会社ヤマシタコーポレーション松本営業所	長野県松本市渚1丁目1番10号	平成26年1月31日

2 介護予防事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
介護予防短期入所生活介護	諏訪広域連合	長野県諏訪市高島一丁目22番30	特別養護老人ホーム恋月荘	長野県諏訪郡富士見町落合11072番地4	平成26年3月31日
介護予防福祉用具貸与	株式会社ヤマシタコーポレーション	静岡県静岡市駿河区南町18-1 サウスポット静岡7階	株式会社ヤマシタコーポレーション松本営業所	長野県松本市渚1丁目1番10号	平成26年1月31日

3 介護老人福祉施設

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
諏訪広域連合	長野県諏訪市高島一丁目22番30	特別養護老人ホーム恋月荘	長野県諏訪郡富士見町落合11072番地4	平成26年3月31日

4 特定福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ヤマシタコーポレーション	静岡県静岡市駿河区南町18-1 サウスポット静岡7階	株式会社ヤマシタコーポレーション松本営業所	長野県松本市渚1丁目1番10号	平成26年1月31日

5 特定介護予防福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ヤマシタコーポレーション	静岡県静岡市駿河区南町18-1 サウスポット静岡7階	株式会社ヤマシタコーポレーション松本営業所	長野県松本市渚1丁目1番10号	平成26年1月31日

地域福祉課

長野県告示第169号

平成18年長野県告示第565号（特定電気機器等の使用に係るエネルギーの使用の合理化に関する性能に係る相対的評価の基準及び地球温暖化の防止に資する性能等を示す事項を記載した書面）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部 守一

第1中「第19条第1項」を「第18条第1項」に改める。

第2の2中「電気冷蔵庫」を「蛍光灯のみを主光源とする照明器具」に、「告示7-3」を「告示2-3」に改め、同第2に次のように加える。

4 電気冷蔵庫の相対評価方法

電気冷蔵庫の相対評価は、告示7-3の多段階評価基準に基づくものとする。

5 電気便座の相対評価方法

電気便座の相対評価は、告示13-3の多段階評価基準に基づくものとする。

温暖化対策課

長野県告示第170号

平成18年長野県告示第566号（事業者がその事業活動において講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する指針）は、平成26年3月31日限り、廃止します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部 守一

温暖化対策課

長野県告示第171号

平成18年長野県告示第567号（建築物について講ずべきエネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に資するための措置に関する指針）は、平成26年3月31日限り、廃止します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部 守一

温暖化対策課

長野県告示第172号

平成19年長野県告示第480号（長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続き）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部 守一

本則の表中「第18条第3項、第4項、第7項及び第9項、第21条第3項、第6項並びに第23条第3項」を「第20条第2項及び第3項、第21条第2項及び第3項、第22条第2項及び第3項並びに第25条第3項」に改める。

温暖化対策課

長野県告示第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
塩尻市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
塩尻都市計画下水道事業 塩尻市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和48年10月1日から
平成29年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分

昭和48年長野県告示第575号、昭和55年長野県告示第314号、昭和56年長野県告示第712号、昭和59年長野県告示第118号、昭和60年長野県告示第385号、昭和62年長野県告示第114号、平成元年長野県告示第656号、平成7年長野県告示第542号、平成12年長野県告示第543号、平成14年長野県告示第384号、平成17年長野県告示第165号及び平成22年長野県告示第135号の事業地に、塩尻市大字片丘山寺沢、字杉ノ木及び字梨ノ木を加え、大字広丘堅石字下原並びに大字広丘郷原字桔梗ヶ原並びに大字片丘字源十久保、字中原及び字洞沢地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第174号

土地改良事業等補助金交付要綱（昭和41年長野県告示第591号）は、廃止します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

長野県告示第175号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県飯田建設事務所及び阿智村役場に備え置きます。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
大平 (追加)	右に掲げる地番の土地に存する標柱6号から9号までを順次結んだ線、標柱9号と昭和45年長野県告示第146号で指定した大平急傾斜地崩壊危険区域の標柱3号を結んだ線、標柱3号と4号を結んだ線、標柱4号と右に掲げる地番の土地に存する標柱10号を結んだ線、標柱10号から17号までを順次結んだ線及び標柱6号と17号を結んだ線に囲まれた区域。（昭和45年長野県告示第146号で指定した大平急傾斜地崩壊危険区域を除く。）	下伊那郡阿智村	清内路		1972番1	6号
		〃	〃	〃	1974番	7号
		〃	〃	〃	1959番1	8号
		〃	〃	〃	1942番2	9号
		〃	〃	〃	1945番2	10号
		〃	〃	〃	1708番1	11号
		〃	〃	〃	1645番	12号
		〃	〃	〃	1718番1	13号
		〃	〃	〃	1726番2	14号
		〃	〃	〃	1727番1	15号
		〃	〃	〃	1730番1	16号
		〃	〃	〃	1965番	17号

砂防課

長野県告示第176号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

白骨温泉(1)、白骨温泉(2)、白骨温泉(3)、白骨温泉(4)、白骨温泉(5)、白骨温泉(6)、白骨温泉(7)、白骨温泉(8)、白骨温泉(9)、白骨温泉(10)、白骨温泉(11)、白骨温泉(12)、湯川(1)、湯川(2)、湯川(3)、岩見平(1)、岩見平(2)、沢渡(1)、沢渡(2)、沢渡(3)、沢渡(4)、沢渡(5)、沢渡(6)、沢渡(7)、沢渡(8)、沢渡(9)、霞沢、長嶺山登り口、小梨平、温泉神社(1)、温泉神社(2)、太兵衛平、中の湯(1)、中の湯(2)、中の湯(3)、中の湯(4)及び坂巻温泉

2 指定の区域

松本市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第177号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

白骨温泉(1)、白骨温泉(2)、白骨温泉(3)、白骨温泉(4)、白骨温泉(5)、白骨温泉(6)、白骨温泉(7)、白骨温泉(8)、白骨温泉(9)、白

骨温泉(10)、白骨温泉(11)、白骨温泉(12)、湯川(1)、湯川(2)、湯川(3)、岩見平(1)、沢渡(1)、沢渡(2)、沢渡(3)、沢渡(4)、沢渡(5)、沢渡(6)、沢渡(7)、沢渡(9)、霞沢、長塚山登り口、小梨平、温泉神社(1)、温泉神社(2)、太兵衛平、中の湯(1)、中の湯(2)、中の湯(3)、中の湯(4)及び坂巻温泉

2 指定の区域

松本市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第178号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第6項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の一部について指定を解除します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部守一

1 一部について指定を解除する区域の名称

蟻ヶ崎(3)

2 一部について指定を解除する区域

松本市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第179号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部守一

1 一部について指定を解除する区域の名称

蟻ヶ崎(3)

2 一部について指定を解除する区域

松本市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第180号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

湯沢、泡の湯沢、根木沢、上黒沢、下白沢、五千尺沢、中五千尺沢、下五千尺沢、八右衛門沢、下千丈沢、太兵衛平沢、下玄文沢、玄文沢及び善六沢

2 指定の区域

松本市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第181号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

湯沢、泡の湯沢、上黒沢、下白沢、五千尺沢、中五千尺沢、下五千尺沢、下千丈沢、太兵衛平沢及び下玄文沢

2 指定の区域

松本市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第182号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

安曇野都市計画公園 9・6・1号 アルプスあづみの公園

2 都市計画を定める土地の区域

平成24年12月20日長野県告示第832号の土地の区域のうち安曇野市穂高牧、穂高柏原及び堀金烏川地内の各一部を変更する。

3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県安曇野建設事務所及び安曇野市役所

都市計画課

長野県告示第183号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
松本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松本都市計画道路事業 3・4・22号 小池平田線
- 3 事業施行期間
平成14年10月7日から
平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

都市計画課

長野県伊那建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年4月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年3月27日

長野県伊那建設事務所長 飯ヶ浜 安司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 美篤箕輪線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市手良中坪575番地先から 伊那市手良中坪223番1地先まで	旧	6.5~8.4 m	0.4095 km
		12.0~36.1	0.3802
同 上	新	12.0~36.1	0.3802

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年4月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年3月27日

長野県木曾建設事務所長 白田 敦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上松南木曾線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡上松町上松1302番の16地先から 木曾郡上松町上松1302番の115地先まで	旧	11.5~20.5 m	0.1581 km
		同 上	0.1581
木曾郡上松町上松1302番の16地先から 木曾郡上松町上松1302番の85地先まで	新	13.0~25.5	0.1802

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年4月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年3月27日

長野県須坂建設事務所長 塩入 信一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 村山小布施停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡小布施町大字押羽字芦原 1724番4地先から 上高井郡小布施町大字都住字久保 畑3277番地先まで	旧	8.0~19.7 m	0.3406 km
		同 上	0.3406
同 上	新	10.0~25.0	0.3406

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年4月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年3月27日

長野県北信建設事務所長 新家智裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯山斑尾新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯山市大字飯山字本町1158番の2地先から 飯山市大字飯山字愛宕町3005番の1地先まで	旧	7.0~13.5 m	0.1770 km
同 上	新	15.0~24.0	0.1770

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成26年4月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年3月27日

長野県木曾建設事務所長 白田 敦

- 1 路線名 上松南木曾線
- 2 供用を開始する区間
木曾郡上松町上松1302番の16地先から
木曾郡上松町上松1302番の85地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成26年3月29日

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成26年4月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年3月27日

長野県須坂建設事務所長 塩入 信一

- 1 路線名 村山小布施停車場線
- 2 供用を開始する区間
上高井郡小布施町大字押羽字芦原1724番4地先から
上高井郡小布施町大字都住字久保畑3277番地先まで

- 3 供用を開始する期日 平成26年3月27日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

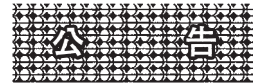
その関係図面は、告示の日から平成26年4月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年3月27日

長野県北信建設事務所長 新家智裕

- 1 路線名 飯山斑尾新井線
- 2 供用を開始する区間
飯山市大字飯山字本町1158番の2地先から
飯山市大字飯山字愛宕町3005番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成26年3月27日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年3月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年3月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ムーブメントまつもと
- 3 代表者の氏名
吉良 健一朗
- 4 主たる事務所の所在地
松本市大字里山辺2885番地3
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、介護保険法に基づく各種事業、障害者及び高齢者と地域住民との交流会等の企画・開催に関する事業、福祉施設・保育施設等に訪問してのイベント等の企画・開催に関する事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課